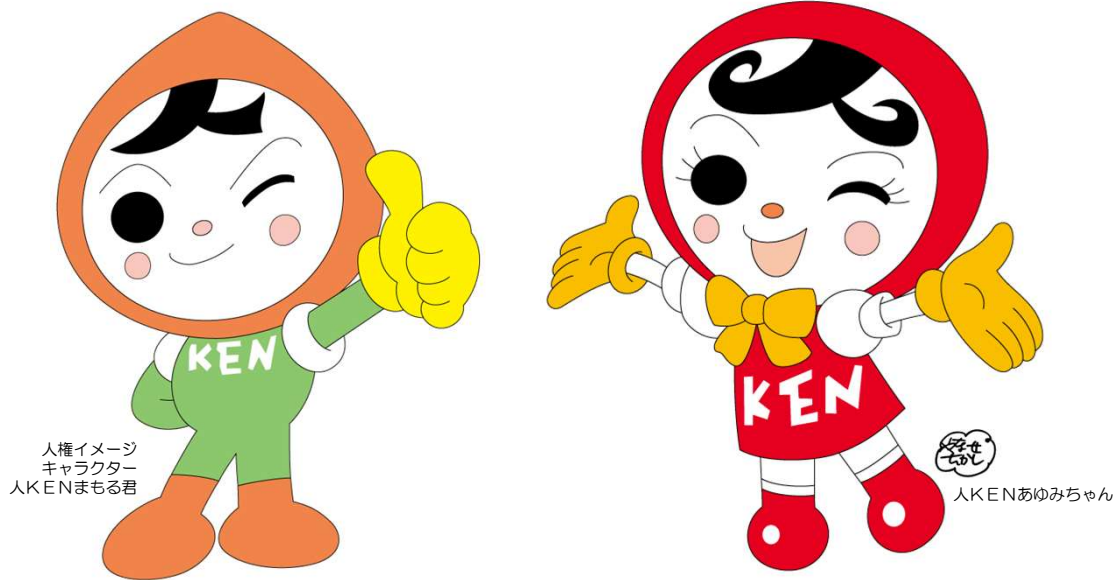


ハンセン病問題に関する 「親と子のシンポジウム」



日 時： 令和3年2月23日（火・祝） 午後1時30分～午後4時まで

形 式： オンライン配信

主 催： 法務省、厚生労働省、文部科学省、全国人権擁護委員連合会、福岡法務局、福岡県人権擁護委員連合会、公益財団法人人権教育啓発推進センター

後 援： 中小企業庁、全国ハンセン病療養所入所者協議会、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、ハンセン病家族訴訟原告団、福岡県、福岡県教育委員会、福岡県市長会、福岡県町村会、読売新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、日本経済新聞社、西日本新聞社、日本財団（順不同）

目次

タイムスケジュール	2
基調講演	
坂元茂樹（公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長）	3
＊レジュメ	4
パネリストのプロフィール・レジュメ	
○ 森 和男（全国ハンセン病療養所入所者協議会会長・大島青松園入所者自治会会長）	14
＊レジュメ	15
○ 豎山 勲（ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会事務局長）	16
○ 黄 光 男（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）	17
＊レジュメ	18
○ 潮谷義子（社会福祉法人慈愛園理事長・前熊本県知事）	31
＊レジュメ	32
コーディネータープロフィール	
内田博文（全国人権擁護委員連合会会長）	34
YouTubeでの人権啓発関連映像の配信について	35
人権ライブラリーの御案内	36

本 シ ン ポ ジ ウ ム の 目 的

今なお社会に根強く残っているハンセン病元患者やその家族に対する偏見・差別を解消するためには、ハンセン病問題に関する正しい知識を持ち、ハンセン病元患者やその家族がおかれている現実を理解し、それを次世代へも継承していくことが必要です。

偏見・差別の解消に向けて、当事者の方々の思い、ハンセン病問題を深く関わってこられた方々の声を聴き、親子で考えていくためのシンポジウムを開催します。

タイムスケジュール

13:30～13:35 ● 開会～主催者挨拶（5分）

13:35～14:00 ● 基調講演（25分）

「ハンセン病問題について考える」

坂元茂樹（公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長）

14:00～14:10 ● 人権啓発ビデオの上映「ハンセン病問題を知る」（7分）

14:10～15:55 ● パネルディスカッション（105分）

○ 森 和男（全国ハンセン病療養所入所者協議会会長・大島
青松園入所者自治会会長）

○ 豎山 勲（ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
事務局長）

○ 黄 光 男（ハンセン病家族訴訟原告団副団長）

○ 潮谷義子（社会福祉法人慈愛園理事長・前熊本県知事）

※ コーディネーター

内田 博文（全国人権擁護委員連合会会長）

16:00 ● 閉会

基調講演者のプロフィール・レジュメ



坂元 茂樹 （さかもと・しげき）

公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長
同志社大学教授
神戸大学名誉教授
元国連人権理事会諮問委員会（ハンセン病患者・回復者
及びその家族に対する差別撤廃のための原則とガイドラ
インの作成者）

【略歴】

昭和 53 年 4 月～昭和 54 年 3 月	琉球大学法学部助手
昭和 54 年 4 月～昭和 58 年 3 月	琉球大学法学部講師
昭和 58 年 4 月～平成 3 年 3 月	琉球大学法学部助教授
平成 3 年 4 月～平成 15 年 3 月	関西大学法学部教授
平成 13 年 4 月～平成 15 年 3 月	国際交流センター所長
平成 15 年 4 月～平成 25 年 9 月	神戸大学大学院法学研究所教授
平成 25 年 10 月～	同志社大学法学部教授
平成 20 年 6 月	「ハンセン病差別撤廃決議」に基づき、人権理事会諮問委員会において、 ハンセン病差別撤廃を目的とする原則とガイドライン（P&G）の作成を担 当
令和元月 7 月～	公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長

【学会・社会等の活動】

平成 11 年～平成 12 年	みなみまぐろ国際仲裁裁判事件（豪州・NZ 対日本）日本政府顧問
平成 15 年～平成 21 年	国際人権法学会理事
平成 18 年～平成 21 年	同理事長
平成 14 年～平成 29 年	世界法学会理事
平成 19 年～平成 24 年	国家公務員Ⅰ種・総合職試験委員（法律職）
平成 20 年～平成 25 年 9 月	国連人権理事会諮問委員会委員
平成 21 年～平成 23 年	アジア国際法学会日本協会代表理事
平成 21 年～現在	日本海洋法研究会会長
平成 24 年～現在	日本海洋政策学会理事
平成 26 年～平成 28 年	一般財団法人国際法学会代表理事
平成 30 年～令和 2 年	司法試験審査委員
令和 2 年～現在	日本海洋政策学会会長

【主な著書・論文】

「法科大学院ケースブック国際人権法」（共著・日本評論社 平成 18 年）
「講座国際人権法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（共編著・信山社 平成 18 年・平成 23 年）
「条約法の理論と実際」（単著・東信堂 平成 16 年）
「ブリッジブック国際人権法（第 2 版）」（共著・信山社 平成 29 年）
「人権条約の解釈と適用」（単著・信山社 平成 29 年）
「日本の海洋政策と海洋法」（単著・信山社 平成 30 年）
「侮ってはならない中国-いま日本の海で何が起きているのか」（単著・信山社 令和 2 年）

ハンセン病問題について考える

坂元 茂樹

(公財) 人権教育啓発推進センター理事長
同志社大学教授・神戸大学名誉教授

法律が作り出した社会的差別

- 1907年に制定された「癩予防ニ関スル件」において、「療養ヲ有セス且救護者ナキ」患者を、さらに1931年に制定された「癩予防法」では、すべてのハンセン病患者を対象として療養所に入所させ、一般社会から隔離する政策がとられた。
- こうした隔離政策は、ハンセン病が強烈な伝染病で、隔離が必要なほどの特別な病気という誤った認識とハンセン病患者への恐怖感と差別意識を形成させた。同時に、その家族も同じような扱いを受けてもやむを得ないという認識の形成につながった。

熊本地裁判決（2001（平成13）年）

- こうした強制隔離によって被害を受けたハンセン病元患者が国に損害賠償を求めたハンセン病国家賠償訴訟で2001年5月に下された熊本地裁判決で、国は敗訴した。
- 敗訴した国は控訴しないことを決定し、「新たな補償を立法措置により講じる、名誉回復のための啓発事業などの施策の実現に努める」等の小泉純一郎内閣総理大臣（当時）談話を発表した。
- 2001（平成13）年6月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を公布し、施行した。
- ただ、国立療養所に入所しなかった患者や、患者家族に対する国の責任については、触れなかった。

宿泊拒否事件が教えること

- 判決が出たからその翌日から差別がなくなるわけではない。
- 2001年の判決後の2003年11月に熊本県のホテルでハンセン病元患者が宿泊を拒否される事件が発生した。この事件が報道されると、宿泊を拒否された人々に対して、匿名で差別的な手紙やはがきが療養所に送られるという事態が生じた。
- こうした事例をみると、真の救済は損害賠償だけではなく、差別の解消であることがわかる。そのためには、ハンセン病元患者や家族に対する差別はいけないという粘り強い啓発活動が必要である。

ハンセン病家族訴訟の提起

- 1996（平成8）年の「らい予防法の廃止に関する法律」が制定されて20年目となる2016（平成28）年、ハンセン病の元患者家族が国のハンセン病隔離政策で差別被害を受けたとして熊本地裁に国家賠償訴訟を提起した。
- 隔離政策への損害賠償は、法律の廃止から20年過ぎると原則請求できないからである。
- 国のハンセン病患者隔離政策で差別被害を受けたとして、元患者家族568人が1人当たり500万円の賠償と国の謝罪を求めて熊本地裁に集団提訴した。

何が問われ、何が判決されたのか

- 原告家族は、政府の隔離政策によって偏見差別の対象となる社会構造が構築され、それにより家族が差別被害を受けていると訴えた。
- さらに原告家族は、行政府と立法府による義務違反によって「偏見差別を受ける地位」に立たされたと訴えた。
- 判決は、国によるハンセン病隔離政策を通じて、「ハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の社会構造（社会システム）が築き上げられた」ことを指摘した。

熊本地裁判決（2019（令和元）年）

- 2019（令和元）年6月28日、熊本地方裁判所において「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」に係る原告勝訴の判決が言い渡された。同年7月12日には「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決の受入れに当たっての〔安倍晋三（当時）〕内閣総理大臣談話」が公表された。
- われわれに課されているのは、ハンセン病元患者のみならず、その家族がおかれていた境遇を踏まえ、今後、家族への偏見・差別を解消し、家族関係が回復されていくように社会の意識改革を行っていく施策と人権教育・人権啓発の開発である。

判決の概要

- 本判決は、厚生大臣及び厚生労働大臣がハンセン病隔離政策等の廃止等の相当な措置を採らなかったこと、法務大臣が人権啓発活動を実施するための相当な措置を採らなかったこと、文部大臣及び文部科学大臣が人権啓発教育等が実施されるための相当な措置を採らなかったこと、さらに、国会がらい予防法を廃止しなかった立法不作為がハンセン病患者の家族との関係において国家賠償法1条1項上、違法であり過失があると認定した。

2001（平成13）年判決との相違点

- 判決は、裁判における多数の原告の証言などを通じて、患者の家族たちが、学校、職場、近隣、親戚、関係者など、多くの社会的存在の「ハンセン病隔離政策等」の遂行により、偏見差別の存在が妨げられるなど「家族形成を阻害されるに至った」ことを認定した。
- 「家族関係を形成する権利」が侵害されたという視点は、2001（平成13）年の熊本地裁判決にはなく、家族に焦点を当てた本判決によって初めて前面に出た。そのほか、判決は、憲法13条が保障する社会内において平穩に生活する権利や憲法24条1項が保障する夫婦婚姻生活の自由の侵害を認定した。

日本のハンセン病施策の歴史を振り返る（1）

- 隔離政策を主導した医師の光田健輔氏は、1899（明治32）年、「らいは、恐ろしい伝染病、民族浄化をめざす文明国の恥」との国辱論及び優生思想に基づくハンセン病患者の隔離を主張した。ハンセン病患者への偏見・差別の根源となった。
- 「癩予防二関スル件」に基づき、1909（明治42）年全国5ブロックに公立療養所を設置し、男性患者に「断種手術」を、女性患者に「人工中絶」を行った。
- 旧優生保護法に基づく障害のある人々への断種や強制不妊手術等の行為はハンセン病患者にも行われた。

日本のハンセン病施策の歴史を振り返る（2）

- 1916（大正5）年、「癩予防ニ関スル件」を改正し、所長に患者懲戒検束権を与えた。これにより、24時間の監視体制が構築され、救護施設から強制収容施設へと施設の性格に変化が生じた。群馬県草津町にある栗生（くりう）楽泉園に「重監房」が保存されている。
- 1931（昭和6）年に「癩予防法」が成立した頃から、無らい県運動が始まり、国民総動員的な絶対隔離の推進運動が起こった。これによりハンセン病患者への排除意識が定着した。
- この「癩予防法」は、警察の手ですべての患者（在宅療養患者を含む。）を強制隔離・収容の対象とした。

日本のハンセン病施策の歴史を振り返る（3）

- 小笠原登氏（京都大学医学部皮膚科講師）が、1936（昭和11）年、ハンセン病は感染力が弱い伝染病であり、強制隔離・断種の必要がないと主張したが、光田主流派が、「医師は国策に協力すべし」として小笠原説を封じた。
- 1941（昭和16）年、公立療養所が国立に移管され、長島愛生園（岡山）など最終的に13園の国立療養所を設立した。

国際的趨勢と日本の政策の乖離

- 1923（大正12）年、第3回国際らい会議（ストラスブール）で、すべての患者を隔離する絶対隔離に疑問が出始めた。
- 1931（昭和6）年、国際連盟らい委員会（バンコック）で、隔離は伝染のおそれがあると認められた患者のみに適用するとされた。また、アメリカで、1943（昭和18）年、プロミンが開発され、ハンセン病の治療に有効であることが判明した。
- しかし、光田健輔（長島愛生園）、林芳信（多摩全生園・らい学会会長）など3園長が、1951（昭和26）年に、参議院で、絶対隔離、断種、逃亡罪の罰則強化を主張した。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の制定

- 2001（平成13）年の熊本地裁判決を受けて、国は、2008（平成20）年6月18日、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を制定した。
- 同法律において、ハンセン病問題の解決の促進に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにする（第1条）とともに、「何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、ハンセン病患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」（第3条3項）と規定した。

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の成立

- 2019（令和元）年に制定された補償法は、6月の熊本地裁判決が認めなかった2002（平成14）年以降の被害や、米国統治下の沖縄、戦前の台湾、朝鮮半島に住んでいた人も対象となった。厚生労働省によると、対象者は2万4千人、費用は約400億円と推計される。
- しかし、このコロナ禍の影響もあるのか、また差別にさらされたくないとの思いなのか、2020（令和2）年6月時点で申請者は5368人で国が想定する給付対象者約2万4000人の2割強にとどまっている。

根深い差別

- 家族訴訟の裁判で、原告の大半が匿名だったことも根深い差別の事実を裏付けている。1996年まで90年間続いた隔離政策の影響の大きさを改めて実感させられる。
- 熊本地裁判決では「人生被害」という言葉で、家族の方が受けた就学や就労の拒否、村八分、結婚差別を称していた。
- こうした元患者と家族の心を癒すとともに、差別を解消するための啓発の手段の在り方を模索する必要がある。厚労省は、2020年度内にハンセン病問題の差別解消に向けた施策検討会の設置を決断。

ハンセン病差別の解消に向けた施策検討会

- 施策検討会には、ハンセン病問題に携わる法律家、医師、歴史学者らが参加する専門家会議と、元患者や支援者らが参加する当事者市民部会が設置される予定である。
- 専門家と当事者が参加し、差別解消に有効な施策づくりを目指すとともに、コロナ禍の差別偏見も議題となると報道されている。

何が課題として残されたか？

- 家族訴訟の弁護団団長である徳田靖之弁護士は、「差別や排除の直接的な加害責任は、『社会』の側にあり、地域社会の構成員である私たち一人ひとりが加害者であった」と指摘している。
- 本判決は、偏見差別が生じる社会構造のなかでは、誰しも意図せずに偏見差別する側になり得ることを示唆している。私たちは、そうしたことを繰り返してはいけない。
- ハンセン元患者及びその家族に対する偏見差別を除去するための新たな人権教育・人権啓発の手法の開発が急務である。

現在のコロナ差別の発生の中で

- 人は誰でも病気ににかかると、ある特定の病気ににかかると、
 誰か一人は、病気に罹る。それは、病気に罹る。病気に罹る。病気に罹る。
 価値を、病気に罹る。病気に罹る。病気に罹る。病気に罹る。病気に罹る。
 うに、病気に罹る。病気に罹る。病気に罹る。病気に罹る。病気に罹る。
- 現在生じているコロナ差別には、ハンセン病の場
 合、家族を繰り返してはならない。

パネルディスカッション／パネリスト



森 和男 （もり・かずお）

全国ハンセン病療養所入所者協議会会長
国立療養所大島青松園入所者自治会会長

【略歴】

昭和 15 年 6 月 16 日 徳島県鳴門市生まれ。

昭和 24 年 11 月 国立療養所大島青松園に姉と二人で入所

ハンセン病差別の歴史

1 発病と入所

1949(昭和24)年11月 国立療養所大島青松園に姉と二人で保健所からの入所勧奨を受け、9才で入所。入所と同時に新薬プロミンの治療を始める。

2 予防法と患者

らい予防法によって、ひとたびハンセン病患者と診断されたものは一人も漏らさず収容され(強制隔離)、収容期限も定めず収容し、そこに閉じ込めて出すことを予定しなかった(終生隔離)。そして患者とされたものがその中で一人残らず死に絶えるのを待つ病み棄てであった(絶滅政策)。

戦前から戦後に継続して行われた「無らい県運動」によって患者の収容を推し進め、強制作業、懲罰、断種、堕胎まで行い入所者に想像を絶する苦難を強いた。無らい県運動が偏見・差別を煽り、より一層患者を悲惨な境遇に追い込んだ。ハンセン病の偏見・差別が作出・助長された由縁といえる。

療養所は異常で異様の施設であり、人間としての尊厳、人間として生きること(生存権)さえ奪われ過酷な生活を強いられ、平穏な日常生活が失われた場所であった。

3 予防法存続・廃止

特効薬プロミンの登場によって治癒しうる病気になったにもかかわらず、国が強制隔離政策を維持し、隔離を正当化する予防法を改正し放置したことであり、怠慢と言われても仕方がない。そのために国民の間に「ハンセン病の恐怖」を定着させ、患者とその家族に対する偏見・差別を助長した。

4 ハンセン病国賠訴訟とハンセン病家族訴訟勝訴

2001年国賠訴訟において原告患者が勝訴し長い間人権侵害の状態が続き、無念の思いであったが晴れればとした気持ちになった。また2019年ハンセン病家族訴訟においても勝訴し、安倍総理大臣談話で判決が確定した。私たち回復者と家族が抱える問題の全面解決に向けて大きな力となることと思う。今、ハンセン病回復者やその家族が長きに渡って置かれて来た境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及・啓発活動に取り組むことが求められる。

5 ハンセン病に対する偏見・差別の一掃が私たちの悲願

ハンセン病に対する偏見・差別の状況は熊本地裁判決後起こった黒川温泉入浴拒否事件にみられるように根深く容易に変わらない。新型コロナウイルス感染の脅威が迫る中、感染し症状が出た人に対し、不安や恐怖のため差別的言動がなされ、医療従事者やその家族に対してまで誹謗・中傷が相次いで起こっている。このような不当な差別はハンセン病回復者家族への偏見・差別と相似するところがあり、怖い恐ろしい病気として排除、村八分を行った社会の意識が根深く残っているような気がする。感染者やコロナと闘っているものをただ攻撃するのではなく人として気遣いの気持ちを持って欲しい。

パネルディスカッション／パネリスト



豎山 勲 （たてやま・いさお）

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会事務局長

【略歴】

- 昭和 23 年 11 月 28 日 伊佐市大口で、豎山家の第 5 子として生まれる。
- 昭和 37 年 9 月 5 日 国立らい療養所星塚敬愛園に強制入所。
- 昭和 39 年 4 月 国立療養所長島愛生園に転園
- 昭和 42 年 出身園である敬愛園に転入所し、その後、敬愛園自治会活動を続ける。
- 平成 8 年 4 月 1 日 1996 年の「らい予防法」廃止に関する諸問題に対し、個人として活動始める。
- 平成 8 年 5 月 MBCTV「どーんと鹿児島」星塚人間回復の声～らい予防法廃止が問いかけるもの等
に出演。
- その後、TV(筑紫哲也)ニユース 23 を始め、TV・新聞・ラジオ・雑誌等に出演。
- 平成 10 年 7 月 31 日 熊本地裁に「らい予防法」違憲国賠訴訟を提起。
- 原告 13 名(第一次)原告団を結成し西日本原告団事務局長を努める。
- 平成 13 年 4 月 14 日 全国原告団協議会設立。副会長。
- 平成 13 年 5 月 11 日 判決。原告が完全勝訴し、同年 5 月 23 日、政府控訴断念、熊本地裁判決が確定。
- 平成 16 年 5 月 26 日 国立療養所星塚敬愛園退所。社会復帰。

【社会活動】

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会事務局長
ハンセン病問題対策協議会・全国統一交渉団
ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会委員
全国退所者連絡会(全退連)相談役
ハンセン病家族訴訟原告団 顧問
らい予防法違憲国家賠償請求訴訟西日本原告団事務局長。
鹿児島県ハンセン病療養所退所者の会代表
NPO 法人「共に歩む会」理事
前ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会副会長
元国立療養所星塚敬愛園自治会副会長等
その他、「再発防止検討会」の委員等、国設置の委員会の委員を複数務めている。
1998 年より講演活動を始め、講演回数 1000 回以上。
現在、ハンセン病問題の全面解決へ向けて国との交渉の任にあたる。

【絵本】

「時の響きて」・・・絵本のモデル。福安かずこ原作、天台宗より出版。天台宗人権啓発公開講座をはじめ、各種研修会で利用。

【歌】

「時の響きて」・・・歌のモデル。北九州在住の人権バンド、願児我楽夢（がんじがらめ）が作詞作曲。

パネルディスカッション／パネリスト



黄 光 男 （ファン・グァンナム）

ハンセン病家族訴訟原告団副団長

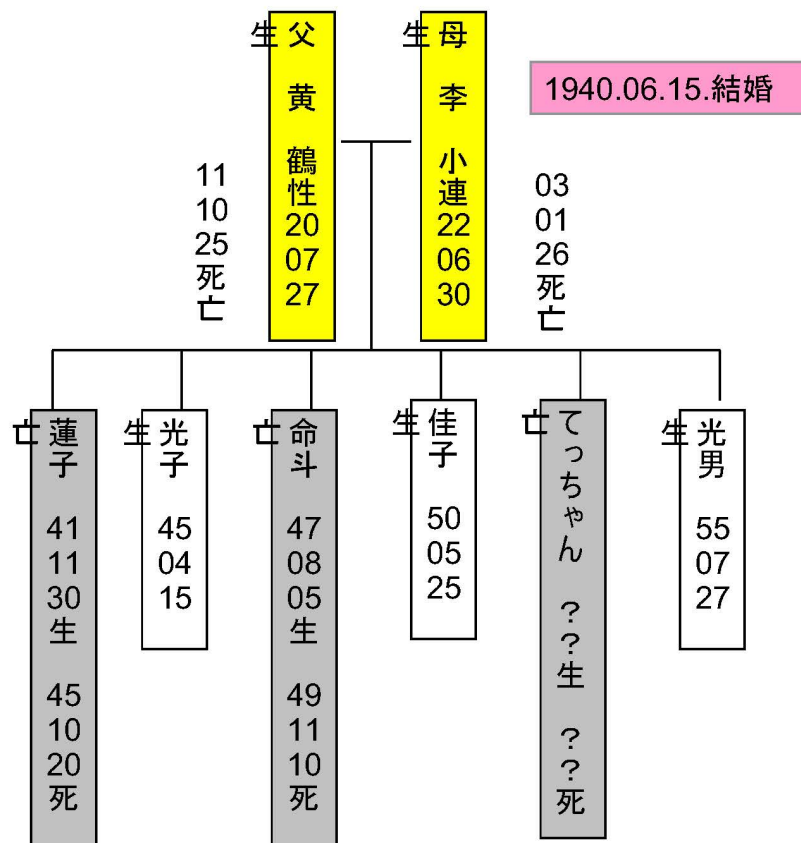
【略歴】

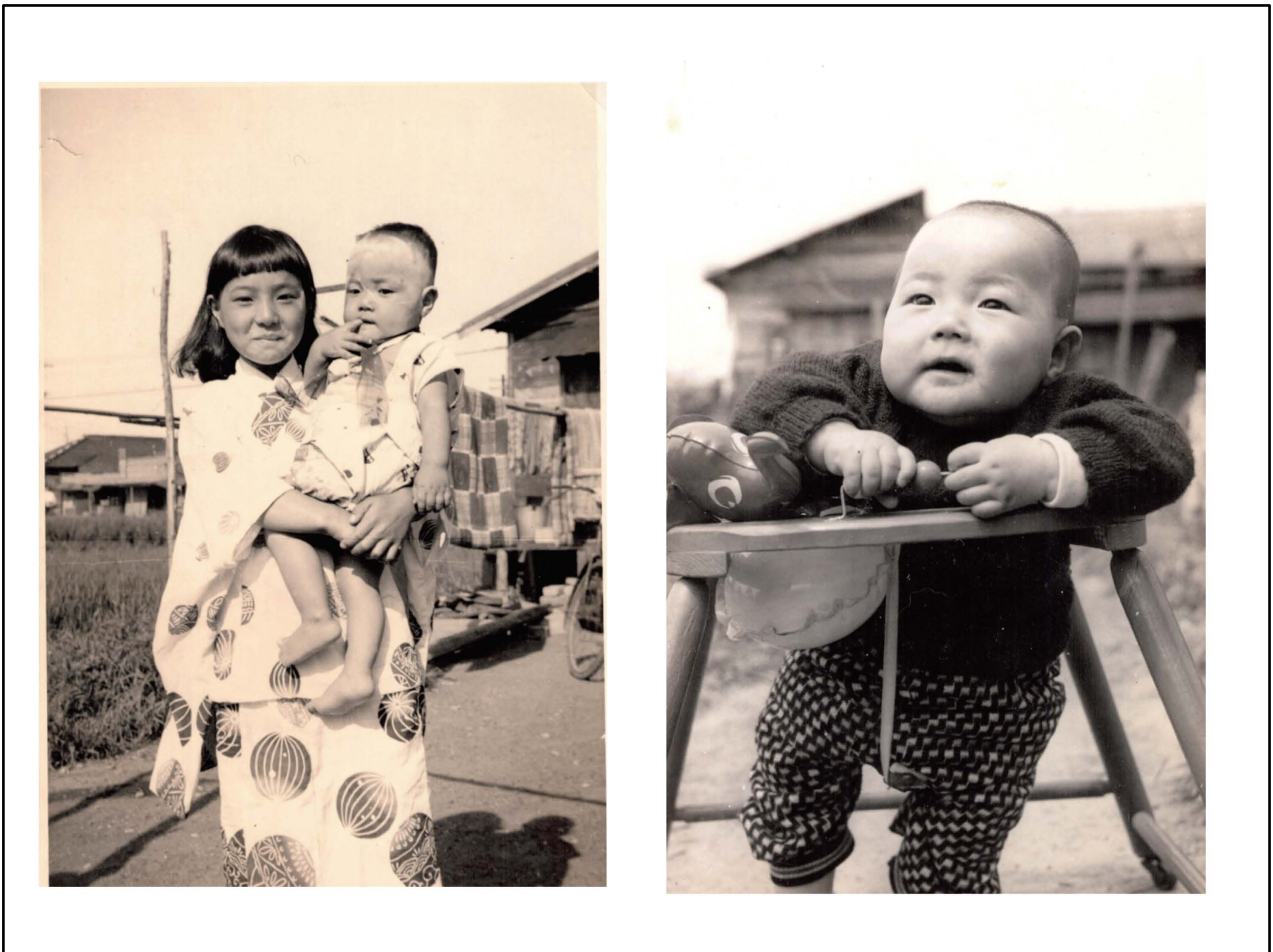
- 昭和 30 年 大阪府吹田市で在日朝鮮人二世として生まれる。
1 歳の時、母親と姉がハンセン病を発病、岡山の療養所に入所し、本人は岡山市内の福祉施設で育つ。
- 昭和 39 年 家族 5 人が社会復帰し、尼崎で暮らす。
- 昭和 49 年 尼崎市職員に採用。現職：開発指導課職員。
ハンセン病の親のことを長く語らなかった。
- 平成 28 年 2 月 「ハンセン病家族の集団訴訟」の原告団副団長となる。
尼崎市在住。

自己紹介

尼崎市役所 1974年採用
開発指導課 勤務

- ・ 黄 光 男 (ファン グァンナム)
 - ・ 黄 光 男 (こう みつお)
 - ・ 黄原 光男 (きはら みつお)
-
- ・ なぜ語るのか
 - ・ なぜ語れなかったのか





- 大阪府吹田市岸辺 1955年生まれ
- 家族6人
- 執拗な大阪府職員(安東さん、松本さん)
- 入浴拒否
- 1956年12月6日 母と姉愛生園へ入所
- 同日 岡山市内の育児院へ(のびのびと)
- 1年後に父と姉も愛生園へ

様式第3号(第3条関係)

部分公開決定通知書

地保第2615号
平成27年12月10日

黄 光男 様

大阪府知事



平成27年11月28日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	大阪府ハンセン病実態調査報告書の134ページに示された「30患者票」「31患者票」
一部を公開することと決定した行政文書の名称	患者票及び患者台帳
公開しないことと決定した部分	個人の氏名、性別、住所、本籍地、生年月日、年齢、婚姻歴、職業、教育程度、発病年月日、家族構成、住居状況、ハンセン病と関係の無い個人情報
公開しない理由	・大阪府情報公開条例第9条第1号に該当する。 本件行政文書患者票及び患者台帳の非公開部分には、個人の氏名、性別、住所等の情報が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

患者台帳			
昭和30年9月15日調製 番号			
氏名	[REDACTED]		
本籍	[REDACTED]		
職業	勤務先	家計の主職業	
病型	①結節型 2.斑紋型 3.神経型 1.重症 ②中等症 3.軽症		
状態	らい菌検査 〇した (1.陽性 ②陰性) しない		
届出	診定医師 所属 氏名		
感染源	1.家族 2.同居人 3.隣人 4.職場 5.学校 6.外地 7.その他 ⑧不明		
接期 触問	自 年 月 至 年 月 (不明)	接場 1.現住地 2.府内 触所 3.府外 () ④不明	
入所の要否 ①要 2.観察 3.不要		入所の意志 1.あり ②なし	
入所しない理由 1.理由なく拒否 ⑤ 家族に対する執着 2.療養所の内容を知らない 6. 家族の反対 3. 家族の生活困難 7. 老 衰 4. 入所を不名誉とする 8. 重 症			

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

番号	氏名	性別	生年月日	続柄	職業	備考
1	[REDACTED]					
2	[REDACTED]					
3	[REDACTED]					
4	[REDACTED]					
5	[REDACTED]					
6	[REDACTED]					
7			年 月 日			
住居 [REDACTED]						
生活環境		患者の居室 1. 1室専用 ② 雑居				
		生活程度 1. 上 2. 普通 ③ 下				
患家略図 N +						

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

3/1 夫は[redacted]で生活困難、幼少
 者。本人は結節、中等症で至急に入
 入所の要あり。強硬に勧奨せざるも
 子供の手を言い立て拒み入れず。
 6.18 結節消退期にあるものの要入所
 (当[redacted])なお本人の[redacted]疑わしい斑紋
 を有しているが菌検査の結果は(+)で
 あり尚精密検査の要あり。
 8.16 検査及入所勧奨の[redacted]の
 自宅訪問せるも[redacted]の
 言質を重めて要望が月、書面を留置
 した。尚付近住民の言ふ所によれば
 家族中[redacted]が死亡した
 模様。(近所 松本すき(山田車)
 長谷川昌子)

大阪府職員の勧誘(無らい県運動)

- 大阪府の職員や近所の一般市民が一体になってハンセン病患者を社会から追いやった。
- 2001年の熊本地裁判決で国の過ちが認められ国は謝罪したが、一般市民、県や市の職員たちの中に、国と同様に謝罪し責任を感じた人が何人いただろうか。
- ハンセン病患者はかわいそうな人たちと同情をさそうような問題ではなく、自分にも加害責任があったかもしれないということが問われる。

大阪府職員の勧誘（無

- 大阪府の職員や近所の一般市
- てハンセン病患者を社会から追
- 2001年の熊本地裁判決で

真実を知らされていない
（誤った情報を信じた）一般
市民に責任を問えるのか？

力のもった者の言
うことを鵜呑みに
せず、「おかしいこ
とはおかしい」と
声をあげる勇気を
もつ。

人たつて同情をで
も加害責任が
問われる。

社会福祉法人
児童養護施設

新天地育児院



目的

“児童は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられる。”—この児童養護の精神のもと、聖書に語られている「新しい天と新しい地」の実現を目指しています。

沿革

キリストと共に生まれ、福祉の先駆者として有名な石井十次先生が、その愛を岡山の地に育まれました。その命をかけられたお姿に、人々は感動し、先生の生き方

環境

岡山市の東、標高90メートル程の小高い山、砲台山頂に位置しています。市街地からも近く、よく整備された自然環境は、まさに育くみの場として思われています。

昭和25年 1月(1950)：池田 愛、乳児院を開設

昭和26年 6月(1951)：養護施設を併設

昭和30年 8月(1955)：社会福祉法人設立許可を得る

昭和36年12月(1961)：管理棟兼保育棟を新築

社会福祉法人
児童養護施設

新天地育児院





- 1964年(昭和39年)4月4日 家族5人尼崎へ
- 6畳と4畳半の文化住宅
- 「何の病気？」
- 毎年夏に愛生園へ
- 語らなかった小学・中学・高校
- 中学生の頃 ギターを独学
- 1974年4月 尼崎市役所 入所
- 築けなかった親子関係(おねだりできない)

ハンセン病家族訴訟 (国家賠償請求事件)

- 2016年2月15日第1次提訴 59名
 - 3月29日第2次提訴 509名
- 合計: 568名



第1回口頭弁論

2016年10月14日(金) 熊本地裁



第8回 原告証人尋問 1(3人)

2018年3月16日(金) 10:00～16:30熊本地裁

原告証人尋問
全29名
うち国指名4名



第9回原告証人尋問2(3人)

2018年4月27日(金) 10:00～17:00熊本地裁

第10回原告証人尋問3(3人)

2018年5月11日(金) 10:00～17:00熊本地裁

第11回原告証人尋問4(4人)

2018年6月15日(金) 10:00～17:00熊本地裁

第12回原告証人尋問5(6人)

2018年7月9日(月) 10:00~17:00宮古南静園

第13回原告証人尋問6(4人)

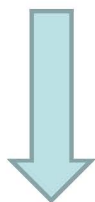
2018年8月6日(月) 10:00~17:00熊本地裁

第14回原告証人尋問7(4人)

2018年9月10日(月) 10:00~17:00熊本地裁

結審

2018年12月21日(金) 14:00~16:00熊本地裁



判決

2019年6月28日(金) 14:00~ 熊本地裁

判決

2019年6月28日

- 周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の**社会構造(社会システム)**が築き上げられた。
- 上記の**社会構造**に基づき、大多数の国民らがハンセン病患者家族に対し、ハンセン病患者家族であるという理由で、忌避感や排除意識を有し、患者家族に対する差別を行い、これにより深刻な差別被害を受けた。

判決

2019年6月28日

- 周囲のほぼ全員によるハンセン病患者及びその家族に対する偏見差別が出現する一種の**社会構造(社会システム)**が築き上げられた。
- 上記の**社会構造**に基づき、大多数の国民らがハンセン病患者家族に対し、ハンセン病患者家族であるという理由で、忌避感や排除意識を有し、患者家族に対する差別を行い、これにより深刻な差別被害を受けた。

世間に同調
空気を読む
本音とたてまえ

判決：国会議員や関係大臣の責任を認める

被告	期間	違法行為
厚生大臣及び 厚生労働大臣	1960年から (沖縄は 1972年から) 2001年末	ハンセン病隔離政策の廃止義務違反 偏見差別の除去義務違反
法務大臣	1996年から 2001年末	ハンセン病家族に対する偏見差別を除去するための人権啓発活動を実施するための相当な措置を行う義務とその義務違反
文部大臣及び 文部科学大臣	1996年から 2001年末	偏見差別を除去するための教育等が実施されるようにする相当な措置を行う義務とその義務違反
国会議員	1965年から 1996年まで	らい予防法を廃止しなかった立法不作為の違法



潮谷義子 （しおたに・よしこ）

社会福祉法人慈愛園理事長・前熊本県知事

【略歴】

地方公務員を皮切りに、社会福祉法人勤務、熊本県副知事、知事を経て私立大学学長、日本社会事業大学理事長を務め、現在社会福祉法人慈愛園理事長として就任。

この間、私の理念は「社会の構成員として位置づけられながらも人権侵害、人間としての尊厳を犯され、排除される人々の存在から目をそむけない」。このためにユニバーサルデザインを柱として歩むことにあった。

未熟な私を公益財団法人、一般財団法人、社会福祉法人や厚生労働省、国立障害者リハビリテーションセンター、全国社会福祉協議会、国立大学法人、私立大学法人等の組織で役割を担う機会が与えられたことと共に、今も尚、障がいのある人々とのボランティア活動を展開できることに感謝している。

尚、主な論文出版としては、「ケアとユニバーサルデザイン ユニバーサルデザインで地域共生社会を目指す」（ミネルヴァ出版・第5章）、「心の誕生（心を考える1 幼児期）」（日本基督教団出版局）、「潮谷義子聞き書き 命を愛する 人は生きているだけで価値がある」（西日本新聞社）、「医療・福祉・人権を考える集い 潮谷総一郎生誕100周年の節目に」（アイキャッチ出版）

I. 誰ひとり取り残さない地域社会をめざす

1. SDGs（エスディー・ジー・ズ、Sustainable Development Goals）

（訳）持続可能な開発目標・・・地球上のすべての人々が幸せに暮らすことをめざした世界
共通の目標

2015年9月、国連加盟国の150ヶ国以上の加盟国が全会一致で採択した
スローガン「誰一人取りのこさない」

2. 取りのこされた人々・・・社会の構成員と位置づけられながら、こぼれ落ちた人々

ハンセン病

{	患 者
	元患者
	家 族

※新型コロナウイルス感染症津久井やまゆり園

II. ハンセン病（年表参照）問題

1. 予防法の長い歴史・・・1907年に始まり、1996年廃止

- ・入所規定はあっても退所規定はない
- ・隔離政策・・・偏見、差別、人権侵害
- ・出自を語れない・・・自己存在の否定、家族関係の断絶
- ・マイナスイメージの例・・・行政

教育現場
医療従事者
マスコミ
家族

2. 国賠訴訟

- ・熊本地裁へ提訴・・・1998年7月
- ・原告勝訴・・・2001年

III. 宿泊拒否

1. 経過

（1）ハンセン病療養所患者・元患者の人々を対象

- ・里帰り事業（1965年に始まる

→2002年ふるさと訪問事業に名称変更）

2002年 天草下田温泉 1泊2日実施

2003年 〃 11月18・19日 黒川温泉に予定

〃 南小国のホテルに予約・・・9月中旬

〃 11月7日 ハンセン病元患者が宿泊予定者と状況説明

〃 11月13日 ホテル側から宿泊受入れ取消し通知

（理由）他のお客に迷惑

〃 南小国町長、黒川観光温泉組合長、県でホテル側に理解を求める

〃 ホテル所有者に理解を求めるため県職員を東京に派遣

（2）知事定例記者会見・・・2003年11月18日

- ・11月17日夜・・・人権問題としてホテルの宿泊拒否を記者会見で出すことのできたことを
当時の菊池恵楓園自治会長に求める

・県としての会見に自分の立場としては 口を入れることはしない ただ、その後の社会の反応、余波が心配

・記者会見後

法務省、法務局に事態説明。

11月18日～20日まで熊本法務局人権擁護課は刑事告発の準備をし検察庁と共に人権侵害を明らかにした

(3) 反響の大きさ

- ・あらためて、根深い差別、偏見の根の深さを知る
数々の批判、非難と嘲笑があった
例えば・・・

(4) 啓発の在り方を考える

- ・客観性
- ・2008年11月から2009年1月まで県立大学を中心に
合志市住民調査

テーマ「菊池恵楓園と合志市の将来を考える市民意識調査」

(結果) 客体数 3285 回収率 37.8%

- 恵楓園があることを知らない
 - 場所を知らない
 - 場所は知っていても中の事は知らない
- } 77.5%
- ・どんな印象を持っているか
 - ・ 治っても住まざるを得ない 60.2%
 - ・ 今も治療中の人々 47.9%
 - ・ 出入りは自由か否かわからない 33.9%

※20才代～49才の社会の舵とりをする年齢層の関心が低い

一過性の啓発でなくあらゆる機会での啓発

※地域社会、医師、教育者、福祉、保健、医療従事者

※最も身近な人間関係の与える影響の大きさ

正しい知識と共に人間としての情愛の深さや絆づくりを親と子で共有して欲しい

(私) 新渡戸稲造の生き方に学ぶこと大

「to know」・・・知ること 「to do」 何を為したか・行動したか
「to be」 存在する者として・・・人格



内田 博文（うちだ・ひろふみ）

全国人権擁護委員連合会会長、九州大学名誉教授、
元ハンセン病問題検証会議の提言に基づく再発防止検討
会座長代理

【略歴】

昭和21年9月	大阪府で生まれる。
昭和46年4月	愛媛大学法文学部助手（刑法）
昭和48年4月	愛媛大学法文学部専任講師（刑法）
昭和50年4月	神戸学院大学法学部専任講師（刑法）
昭和52年4月	神戸学院大学助教授（刑法）
昭和62年4月	神戸学院大学教授（刑法）
昭和63年4月	九州大学法学部教授
平成22年3月	九州大学法学部定年退職。（九州大学名誉教授）
平成22年4月	神戸学院大学法科大学院教授
平成27年4月	神戸学院大学法学部教授
平成29年3月	神戸学院大学定年退職
平成29年4月以降	神戸学院大学法学部非常勤講師 現在、九州大学名誉教授、神戸学院大学法学部非常勤講師。

○専門

刑事法学、近代刑法史研究。人権問題にも詳しく、患者の権利擁護を中心とする医療基本法や、差別禁止法の法制化の問題のほか、子どもの権利問題、ハンセン病問題などにも取り組んでいる。

○全国人権擁護委員連合会会長。

○社会講演活動（ハンセン病関係）

ハンセン病問題に関する検証会議副座長を務めた。ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会座長代理。ハンセン病市民学会共同代表。熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会委員長その他。

○著書等

最近の主な著書として、『刑法と戦争』（みすず書房、2015年）、『治安維持法の教訓——権利運動の制限と憲法改正』（みすず書房、2016年）、『治安維持法と共謀罪』（岩波新書、2017年）、『法に触れた少年の未来のために』（みすず書房、2018年）、『部落差別解消推進法「よりよい活用のために」』（福岡県人権研究所、2018年）など。

[YouTubeでの人権啓発関連映像の配信について]

動画共有サイトYouTube（ユーチューブ）の「[人権チャンネル](#)」と「[法務省チャンネル](#)」では、人権について理解していただくための映像を公開しています。

人権チャンネル

検索

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

【STOP！コロナ差別】



STOP！コロナ差別メッセージ
ピコ太郎さん（シンガーソングライター）



STOP！コロナ差別メッセージ
白本彩奈さん（女優）

法務省チャンネル

検索

<https://www.youtube.com/MOJchannel>



STOP！コロナ差別～差別や偏見を思いやりやエールに！～

[「STOP！コロナ差別」座談会の内容公開について]

「コロナ差別」が生まれるメカニズムを多様な観点から考察するとともに、社会や人々がどう立ち向かうべきか、座談会を行いました。広く内容を公開しています。

新型コロナウイルス感染症と人権に関する座談会

STOP! コロナ差別

～差別や偏見を 思いやりやエールに！～

(コーディネーター)
坂元 茂樹
公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長

(パネリスト)
森光 玲雄さん
臨床心理士

(パネリスト)
磯野 真穂さん
文化人類学者・医療人類学者

(パネリスト)
増田 コリヤさん
ジャーナリスト

特別採録

「採録記事」と「発言録」で議論内容を「読む!」

感染を経験した住吉美紀さんのラジオ番組トークを「聞く!」

無料貸し出しの収録DVDで座談会を「見る!」

法務省・全国人権擁護委員連合会

アクセスは
こちらでも
↓



<http://www.jinken-library.jp/corona2020/>

〔人権ライブラリーの御案内〕



人権ライブラリーでは、およそ15,000冊の国内外の人権関連図書を始め、映像資料（DVD、VHS）、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出しを行っています。

これらの啓発資料は、郵送等による貸出しを行っており、遠方の方も御利用いただけます。

人権ライブラリー

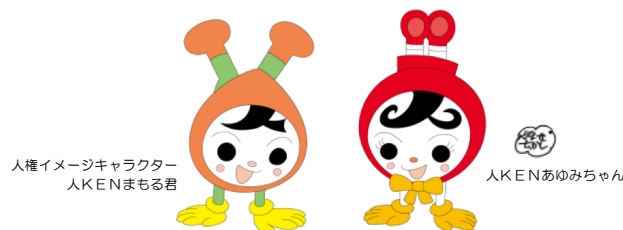
検索

<http://www.jinken-library.jp>



東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1919 / FAX 03-5777-1954
Eメール library@jinken.or.jp

※ 公益財団法人人権教育啓発推進センター・併設



人権イメージキャラクター人KENまもる君と人KENあゆみちゃんは、漫画家やなせたかしさんのデザインにより誕生しました。2人とも、前髪が「人」の文字、胸に「KEN」のロゴで、「人権」を表しています。人権が尊重される社会の実現に向けて、全国各地の人権啓発活動で活躍しています。

人権を侵害されていると感じたら・・・ 法務局・地方法務局、その支局に気軽に御相談ください

みんなの人権 110番		0570-003-110
女性の人権ホットライン		0570-070-810
子どもの人権 110番		0120-007-110
外国語人権相談ダイヤル		0570-090-911

令和2年度法務省委託
ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」

公益財団法人人権教育啓発推進センター
「ハンセン病問題に関する『親と子のシンポジウム』」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802（代表） / FAX 03-5777-1803
ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>  @Jinken_Center

YouTube 「人権チャンネル」 <https://www.youtube.com/jinkenchannel>
YouTube 「法務省チャンネル」 <https://www.youtube.com/MOJchannel>

人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp>
※ 人権教育啓発推進センター併設

法務省人権擁護局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>



法務省人権擁護局で検索！